

令和6年11月市議会 教育厚生委員会資料

第116号議案 令和6年度長崎市一般会計補正予算（第7号）

（関連予算）

第122号議案 令和6年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第124号議案 令和6年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

目次

【概要説明資料】	ページ
1 標準準拠システムの稼働日延期について	2～11
【予算説明資料】	
2 〔3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費〕	
児童福祉総務費事務費	12～13
3 〔10款 教育費 1項 教育総務費 5目 教育諸費〕	
（繰越明許費）教育諸費事務費	14～15

情報政策推進部
こども部
教育委員会
令和6年11月

1 標準準拠システムの稼働日延期について

(1) 経緯

国は、住民の利便性の向上及び自治体の行政運営の効率化に寄与するよう、住民記録や税など自治体の主要な20業務を処理するシステムについて、令和7年度末までにガバメントクラウド（国が整備するクラウド環境）を活用した標準準拠システムへ移行することを自治体へ求めており、長崎市も原則として令和7年度末までに現行のシステム事業者が開発する標準準拠システムに移行することとしている。

全国的に令和7年度中での移行予定が集中するなか、長崎市では可能なシステムはスケジュールを前倒して進めるよう、主要な20業務のうち4つのシステムについては、令和6年度中に移行作業を行い、それぞれ令和7年1月・4月に稼働、それ以外のシステムは令和8年1月から3月にかけて稼働するように調整していた。

しかし、住民記録系・税系・国民年金の3つのシステムの提供事業者である㈱RKKCSから、標準準拠システムの提供時期の遅れが報告され、更に、介護保険・後期高齢者医療システムの提供事業者である富士通Japan㈱からも、標準準拠システムの提供時期の遅れが報告されたことにより、スケジュールを見直す必要が出てきた。

システム名	標準化業務	稼働予定年月
住民記録系システム	③住民基本台帳、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑫就学	令和7年1月
税系システム	⑦固定資産税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑱国民健康保険	令和7年1月
国民年金システム	⑳国民年金	令和7年1月
期日前・不在者投票システム	⑥選挙人名簿管理	令和7年4月
介護保険システム	⑰介護保険	令和8年1月
後期高齢者医療システム	⑲後期高齢者医療	令和8年1月

(2) 移行スケジュールの見直しに至った理由

システム名	ベンダ名	理由	稼働予定年月
住民記録系 税系 国民年金	RKKCS	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める標準仕様書の度重なる改版による業務の増加、及び定額減税等の大規模な法改正による現行システムの改修等に人員を割かれ、必要な人員が手当できなかった。 ・全国で統一して使用される「行政事務標準文字」の詳細情報が示されていない。 ・システム間のデータ連携仕様について新たに事業者間で調整する必要が生じた。 	令和8年1月
期日前・不在者投票	NBC情報システム	期日前・不在者投票システムについては、住民記録系システムからデータを取り込み運用していることから、安定したシステム移行を行うため、住民記録系システムと稼働時期を合わせる。	
介護保険 後期高齢者 医療	富士通 Japan	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体へ提供しているシステムにおいて、アプリケーション障害案件が複数発生し、品質改善に注力することが必要な状況となった。 ・定額減税、少子化対策等で、大規模な法改正があり、現行システムの改修対応のため、必要な人員が手当できなかった。 ・標準化期限内に対応するために、専門性の高い要員の確保を試みているが、十分な確保の目途がたっていない。 	令和9年3月

以上のことから、市民への影響を最小限にし、安全かつ確実に移行するため、住民記録系システム等については、「業務の繁忙期を避ける」「最低4日間の作業期間確保」「平日の窓口停止を伴わない」ことを条件に「令和8年1月」を稼働予定、介護保険システム等については、ベンダの対応が可能な「令和9年3月」を稼働予定とする。

(3) 標準化移行作業に係る契約状況

※受注者（株）RKKCS）との現在の契約状況。R7.1月稼働に向けてすでに契約していたもの

（単位：円）

システム名	標準化業務	所管所属	契約日	契約期間	契約金額
住民記録系システム	住民基本台帳、印鑑登録	中央地域センター	令和6年6月20日	契約日～令和7年1月31日	38,656,200
	就学（学齢簿）	学校教育課	令和6年6月26日	契約日～令和7年1月31日	9,266,400
	選挙人名簿管理（選挙人名簿）	選挙管理委員会事務局	令和6年7月1日	契約日～令和7年3月31日	13,813,800
税系システム	固定資産税、法人住民税、軽自動車税	情報統計課	令和6年6月26日	契約日～令和7年1月31日	181,222,800
国民年金システム	国民年金	住民情報課	令和6年7月17日	契約日～令和7年1月31日	22,242,000

※そのほか、今年度、締結予定だった主な業務

（単位：円）

事業者名	システム名	標準化業務	所管所属	予算額
（株）RKKCS	税系システム	国民健康保険	情報統計課	79,391,400
NBC情報システム（株）	期日前・不在者投票システム	選挙人名簿管理（期日前・不在者投票管理、当日投票管理）	選挙管理委員会事務局	43,921,000
富士通Japan（株）	介護保険システム	介護保険	介護保険課	150,457,000
富士通Japan（株）	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療	後期高齢者医療室	135,285,000

(4) 変更後の移行スケジュール

凡例:
→ 現行システム稼働
→ Fit & Gap等事前準備作業
→ 標準準拠システム移行作業
→ 標準準拠システム稼働

システム名(業務番号)	ベンダ名	区分	標準化対応期限				稼働予定年月
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
住民記録系(③,⑤,⑥,⑫)	RKKCS	現行 構築	→	→	→	→	R8.1月
税系(⑦,⑨,⑩,⑱)	RKKCS	現行 構築	→	→	→	→	R8.1月
国民年金(⑳)	RKKCS	現行 構築	→	→	→	→	R8.1月
期日前・不在者投票(⑥)	NBC情報システム	現行 構築	→	→	→	→	R8.1月
個人住民税課税(⑧)	日本電気	現行 構築	→	→	→	→	R8.1月
オブジェクトストレージ※新規構築 (データ連携基盤)	未定	現行 構築	→	→	→	→	R8.1月
統合宛名管理基盤 (共通機能)	日本電気	現行 構築	→	→	→	→	R8.1月
福祉系(②,⑬,⑯)	日本電気	現行 構築	→	→	→	→	R8.1月
児童福祉(①,⑭)	日本電気	現行 構築	→	→	→	→	R8.3月
戸籍(④,⑪)	富士フィルムシステム サービス	現行 構築	→	→	→	→	R8.3月
滞納整理支援(②,⑦~⑩,⑰~⑲)	アイティフォー	現行 構築	→	→	→	→	R8.3月
障害支援(⑯)	両備システムズ	現行 構築	→	→	→	→	R8.3月
生活保護(⑮)	九州日立システムズ	現行 構築	→	→	→	→	R8.3月
レセプト管理(⑮)	法研	現行 構築	→	→	→	→	R8.3月
公費負担管理(⑬,⑯)	アイビーシステム	現行 構築	→	→	→	→	R8.3月
就学助成(⑫)	未定	現行 構築	→	→	→	→	R9.3月
介護保険(⑰)	富士通Japan	現行 構築	→	→	→	→	R9.3月
後期高齢者医療(⑲)	富士通Japan	現行 構築	→	→	→	→	R9.3月

【参考】標準化対象事務(政令で定められた20業務)

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、
 ⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、
 ⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

(5) スケジュール変更の影響

項目	内容
法令の遵守	国が定める標準化の移行期限は令和7年度末となっており、住民記録系システム等については、令和8年1月に稼働日を変更しても期限内の移行を遵守できる。しかし、介護保険・後期高齢者医療システムについては、期限に間に合わないため、移行困難システムとして国への報告が必要となる。
市民サービスへの影響	各標準準拠システム稼働までは、現行システムを継続利用することにより、市民サービスや選挙の執行に影響はない。
契約済み業務委託の変更手続き	住民記録系システム等において、標準準拠システムへの移行に係る契約済みの業務委託については変更手続きが必要となる。
関連システムの改修	住民記録系システム等とデータ連携を行っている関連システムの改修や連携テスト等のスケジュールの見直しが必要となる。 ⇒ 減額補正
標準準拠システムとの連携対応	介護保険・後期高齢者医療システムについては、住民記録系システム等の他の標準準拠システムとのデータ連携に係る現行システムの改修や連携テストが新たに必要となる。⇒ 令和7年度予算計上 住民記録系システム等の移行延期に伴い、予定していた関連システムとのデータ連携に係る改修や連携テストが不要となる。 ⇒ 減額補正
現行システムの保守等の延長	住民記録系システム等については、令和7年1月以降も現行システムを継続利用する必要があることから、保守契約等の延長を行う必要がある。 ⇒ 増額補正・既存予算流用
現行システムで使用する帳票の追加発注	住民記録系システム等の稼働が延期することにより、現行システムで使用する帳票が不足することから、追加発注する必要がある。 ⇒ 既存予算流用
国からの財政支援	介護保険・後期高齢者医療システムについては移行期限を超過してしまうため、現在の補助金交付要綱では、令和8年度以降に発生した標準準拠システムへの対応経費が補助対象外となっている。（他の自治体でも多くの移行困難システムがあるため、令和8年度以降の財政支援について、国においても検討中となっている。）

(6) 長崎市の標準化に係る状況

ア 長崎市が抱える標準化に係る懸念事項

● デジタル基盤改革支援補助金が大幅に不足する

デジタル基盤改革支援補助金における国からの補助上限額（仮）が標準化に係る移行経費を大きく下回っているため、市に多額の財政負担が生じる。

● 令和8年度以降の移行費用に対する国の補助が無い

国から移行困難システムとして認められても、現行制度では、令和8年度以降に係る標準化移行費用は補助対象外となるため、市に多額の財政負担が生じる。

● システム連携が不可欠な標準化対象外業務に係る財政負担が生じる

標準化対象外業務（こども福祉医療や原爆など）が標準化対象業務のシステムとの連携が不可欠であり、改修が必要であるが、当該改修費用が補助対象外であるため、市の財政負担が生じる。

● 標準化移行後のランニングコストの大幅な増加が見込まれている

ガバメントクラウドへ移行後、ガバメントクラウド利用料やネットワーク費用など、現行のオンプレには無い新たに発生するランニングコストが高額となる見込みである。

イ 長崎市から国へ行った要望事項の概要

地方自治体の新たな負担増とならないよう、

- **デジタル基盤改革支援補助金の補助上限額（仮）を見直し、標準化移行費用の全額について財政措置を講じること**
- **令和8年度以降に実施する移行困難システムに該当するとされたものに係る移行経費については補助対象とすること**
- **システム連携が不可欠な標準化対象外業務に係る費用についても財政措置を講じること**
- **標準化移行後の運用経費が増とならないよう財政措置を講じること**

国への要望・提言状況（まとめ）

要望元	長崎市上京陳情	長崎県市長会議	長崎県市議会議長会	中核市市長会	全国市長会
要望年月	令和6年7月	令和6年8月	令和6年8月	令和6年11月	令和6年6月
要望内容	移行経費の不足額は全て自治体の負担となることから、移行経費の全額について財政措置を講じること。	自治体の負担が生じないように導入費用の全額について財政措置を講じること。	システム変更・改修に係る財政的支援については、すべての地方自治体において標準化対応が実現できるまで継続すること。	多額の自治体負担が生じる状況であることを勘案し、改めて補助上限額や補助対象範囲の見直し等を行い、そのための必要経費を令和6年度補正予算に計上し、財源を確保すること。	すべての自治体が円滑に移行できるように、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。
	令和8年度以降に実施する移行困難システムと認められたものに係る移行経費については補助対象とすること。	移行困難システムについても移行完了まで確実に財政措置すること。	標準準拠システムとの連携が必要となる標準化対象外の情報システムの改修費用についても財政支援の対象とすること。	中核市では8割の自治体が移行困難システムを抱える状況であることから、移行期限延長に柔軟に対応すること。デジタル基盤改革支援基金の設置期限を延長し、令和8年度以降も全額国庫負担による財政措置を行うこと。	自治体の実情を十分留意したうえで、必要な支援を行うこと。特に、移行スケジュールについては、自治体の推進体制や進捗状況及びベンダの対応状況等も踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。
	標準準拠システムとの連携が必要となる標準化対象外の情報システムの改修費用についても財政措置の対象とすること。	標準化対象システムと密接に連携する標準化対象外システムを、標準化対象システムと併せて移行する際に必要となる費用も含め財政支援措置を講じること。	標準準拠システム移行後の運用経費についても、自治体経営に多大な影響がでないよう、適切な財政支援を講じること。	ガバメントクラウドの利用料は、自治体の情報システムの運用経費等について「少なくとも3割の削減を目指す」（地方公共団体情報システム標準化基本方針）という目標に沿った適切な額に設定すること。	システム移行に係る経費については、全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。 また、移行期限を見直したシステムについては、令和8年度以降も同様に必要な財政支援を確実に講じること。
	標準準拠システム移行後の運用経費についても、自治体の新たな財政負担増とならないよう、必要な財政措置を講じること。	ガバメントクラウドに接続するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担すること。			ガバメントクラウドの利用料等の運用経費については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行い、現行の運用コストよりも負担増とならないようにすること。
		ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、標準化移行後に新たな財政負担増とならないよう、国において適切な財政支援を行うこと。			ガバメントクラウドについて、セキュリティ対策や個人情報保護に支障が生じないよう、万全を期すこと。 また、国内事業者の参入を積極的に推進すること。

(7) 補正の考え方

令和6年度に計上していた関連予算については次のとおり整理する

項目	主なもの	対応
①未契約でありR7年度に支出を要するもの	関連システムの改修費や連携テスト費等	減額補正 ※R7年度に再計上
②R6・R7年度に支出が必要なくなったもの	介護・後期システムのデータ移行費	減額補正 ※R8年度に再計上
	住民記録系システム等の連携費等	減額補正
③既存予算で不足するもの	現行システムの1月～3月分の運営費	増額補正
④契約済みでR7年度に支出を要するもの	データ移行費	繰越明許費補正

減額補正額の内訳

(単位：千円)

システム名	補正前	減額補正	増額補正	補正後	R7年度繰越	R6年度減額	R7年度再計上	R8年度再計上
住民記録系	72,726	0	0	72,726	62,260	0	0	0
税系	386,533	▲ 19,781	15,355	382,107	285,035	▲ 1,067	18,714	0
国民年金	34,204	▲ 674	153	33,683	22,242	0	674	0
期日前・不在者投票	43,921	0	0	43,921	43,921	0	0	0
介護保険	231,790	▲ 150,457	0	81,333	0	0	0	150,457
後期高齢者医療	185,257	▲ 135,285	0	49,972	0	0	0	135,285
その他関連	1,255,392	▲ 54,019	0	1,201,373	0	▲ 29,834	24,185	0
合計	2,209,823	▲ 360,216	15,508	1,865,115	413,458	▲ 30,901	43,573	285,742

※令和7年1月以降に税系システム等で使用する帳票（現様式）において11月市議会前に契約を必要とする分や現行システムの保守等の費用の一部について、既存予算を流用して対応している。（流用額 11,715千円）

事業別補正額一覧

款	項	目	事業名	補正の考え方の項番	補正額 (千円)	主な補正内容	部局名
3	2	1	児童福祉総務費事務費	②	▲218	税系システム標準化に伴う滞納整理支援システムとのデータ連携改修業務委託費の減額	こども部

款	項	目	事業名	補正の考え方の項番	繰越明許額 (千円)	主な補正内容	部局名
10	1	5	教育諸費事務費	④	9,267	住民記録系システム標準化に伴うデータ移行等業務委託費の繰越	教育委員会

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
30～31	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	2-1	児童福祉総務費事務費	千円 ▲218

1 概要

保育料については、徴収一元化の実施のため、収納課が運用する滞納整理支援システムにおいて滞納管理を行っており、滞納整理支援システムに係る経費の一部を幼児課において負担している。

滞納整理支援システムと収滞納情報を連携している税系システムについて、システムの提供事業者である(株)RKKCSから、標準準拠システムの提供時期の遅れが報告されたため、稼働時期を令和7年1月から令和8年1月に見直すこととなった。

これらのことから、移行に伴う滞納整理支援システムの改修費用が不要となるため、予算の減額を行うもの。

2 補正内容

・税系システムの稼働時期が延期されたことに伴い、不要となった滞納整理支援システム改修費用の予算を減額する。

事業名	業務	金額
児童福祉総務費事務費	滞納整理支援システム改修委託	▲218千円

滞納整理支援システムについて

徴収一元化5債権(市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料)に係る滞納情報を一元管理するもの

・新税系システムが稼働する令和7年1月以降、新税系システムと現行の滞納整理支援システムを連携させるための改修費用として当初予算に計上していたが、新税系システムの稼働時期が令和8年1月に延期されたことに伴い、新滞納整理支援システムの稼働時期と同時期になることから、当該改修費用は令和7年度においても不要となる。

3 スケジュール

		令和6年度				令和7年度			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
変更前	現行の税系システム	→							
	新税系システム構築期間	→							
	滞納整理支援システム改修		←→						
	新税系システム				→				
変更後	現行の税系システム	→							
	新税系システム構築期間	→							
	滞納整理支援システム改修					改修不要			
	新税系システム								→

※ 稼働時期が遅延となるが、標準化移行までの期間については、現行システムで運用を継続するため、市民生活への影響は無い。

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
当初予算	千円 20,594	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1,329	千円 19,265
11月補正	▲ 218	—	—	—	▲ 218	—
補正後	20,376	—	—	—	1,111	19,265

3 [10款 教育費 1項 教育総務費 5目 教育諸費] (繰越明許費)教育諸費事務費

【教育委員会】

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許額
ページ	款	項	目		
40~41	10 教育費	1 教育総務費	5 教育諸費	教育諸費事務費	千円 9,267

1 概要

住民記録系システム(就学業務)について、システム移行に係る業務委託の契約を締結していたが、システムの提供事業者である(株)RKKCSから、標準準拠システムの提供時期の遅れが報告されたことから、稼働時期を令和7年1月から令和8年1月に見直すこととなった。

については、住民記録系システム(就学業務)の移行期間が次年度まで延長となるため、予算の繰越しを行うもの。

2 繰越事由

・住民記録系システム(就学業務)の移行時期延期に伴い、新システムへのデータ移行予算の繰り越しを行うもの。

事業名	内容	事業費
教育諸費事務費	住民記録系システム(就学業務)標準化に伴うデータ移行等業務委託	9,267千円

3 スケジュール

		令和6年度				令和7年度			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
変更前	現行システム	→							
	新住民記録系システム (就学業務)移行期間	→							
	移行後システム				→				
変更後	現行システム	→							
	新住民記録系システム (就学業務)移行期間	→							
	移行後システム							→	

※移行時期が遅延するが、標準化移行までの期間については、現行システムで運用を継続するため、市民生活への影響は無い。

4 財源内訳

金額		財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
当初予算	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	18,703	—	—	—	9,918	8,785
支出予定額	9,436	—	—	—	651	8,785
繰越明許額	9,267	—	—	—	9,267	—

※デジタル基盤改革支援補助金(補助率10/10)など